

令和4年11月17日
関東信越厚生局

保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和4年11月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

【行政処分の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 名 称 | 皮膚科形成外科青山 |
| (2) 所 在 地 | 東京都渋谷区渋谷二丁目9番11号 201 |
| (3) 開 設 者 | 河野 多鶴子 |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和4年11月18日 |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第4号 |

2. 保険医の登録の取消

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名 | 河野 多鶴子（74歳） |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和4年11月18日 |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第81条第1号及び第2号 |

【行政処分に至った経緯】

当該医療機関を受診していない期間に保険請求がされている、又は医療費通知に受診日数や一部負担金の金額が実際よりも多く記載されている旨の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、診療録に記載がないにもかかわらず診療報酬が請求されている日が複数認められ、診療を行っていないにもかかわらず診療報酬を請求していることが極めて強く疑われたことから個別指導を即日中止し、令和3年6月15日から同年12月17日まで計4回の監査を実施した。

なお、患者調査を行ったところ、架空請求及び付増請求が疑われる事例が認められた。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 自由診療で診察の費用を患者に請求しているにもかかわらず、同日に一連で保険診療を行ったものについて、重複して基本診療料を不正に請求していた。(二重請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	34件
不正請求額	774,235円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。